

議案第41号

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

目次

第1章～第4章 略

第5章 犯罪被害者等の支援（第24条—第27条）

第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（第28条—第33条）

第7章 雑則（第34条）

附則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のないまちづくりの推進について、基本理念を定め、県、市町村、県民、防犯団体等、犯罪被害者等支援団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めること等により、犯罪のないまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）犯罪のないまちづくり 犯罪が防止され、及び犯罪により

目次

第1章～第4章 略

第5章 犯罪被害者等の支援（第24条）

第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（第25条—第30条）

第7章 雑則（第31条）

附則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のないまちづくりの推進について、基本理念を定め、県、市町村、県民、防犯団体等及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めること等により、防犯施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）犯罪のないまちづくり 犯罪が防止され、県民が犯罪にお

被害を受けた者に十分な支援がなされることで、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現していくことをいう。

(2) 防犯団体等 自主防犯活動を行うことを目的として設立された団体、自主防犯活動を行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他犯罪の防止に資する活動を行う団体をいう。

(3) 略

(4) 犯罪被害者等支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(5) 自主防犯活動 犯罪を防止するために、県民、防犯団体等又は事業者が行う自主的な活動をいう。

(6) 略

(7) 防犯環境整備 犯罪を防止するために、県、市町村、県民、防犯団体等又は事業者が行う生活環境の整備に係る取組をいう。

びえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現していくことをいう。

(2) 防犯団体等 自主防犯活動を行うことを目的として設立された団体、自主防犯活動を行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他犯罪のないまちづくりの推進に資する活動を行う団体をいう。

(3) 防犯施策 犯罪のないまちづくりを推進するために、県又は市町村が実施する施策をいう。

(4) 略

(5) 自主防犯活動 犯罪のないまちづくりを推進するために、県民、防犯団体等又は事業者（以下「県民等」という。）が行う自主的な活動をいう。

(6) 略

(7) 防犯環境整備 犯罪のないまちづくりを推進するために、県、市町村及び県民等が行う生活環境の整備に係る取組をいう。

(基本理念)

第3条 略

2 犯罪のないまちづくりは、県民、防犯団体等、犯罪被害者等支援団体又は事業者（以下「県民等」という。）が互いの自主性を尊重しつつ、協力して取り組むことにより推進されなければならない。

3・4 略

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、広域的な見地から総合的な犯罪のないまちづくりに関する施策を策定し、市町村及び県民等と協働してこれを実施しなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性、実情等に即して犯罪のないまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとし、県及び県民等との連携に努めるものとする。

(基本理念)

第3条 略

2 犯罪のないまちづくりは、県民等が互いの自主性を尊重しつつ、協力して取り組むことにより推進されなければならない。

3・4 略

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、広域的な見地から総合的な防犯施策を策定し、市町村及び県民等と協働してこれを実施しなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性、実情等に即して防犯施策を策定し、及び実施するものとし、県及び県民等との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 略

2 略

3 県民は、犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 県民は、基本理念にのっとり、犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、犯罪被害者等が不当に差別を受けることがないようにその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないように十分配慮するものとする。

(防犯団体等の責務)

第7条 略

2 略

3 防犯団体等は、地域において犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 略

(県民の責務)

第6条 略

2 略

3 県民は、防犯施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯団体等の責務)

第7条 略

2 略

3 防犯団体等は、地域において防犯施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 略

2 略

3 事業者は、犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 略

5 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等が不当に差別を受けることがないようにその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することがないように十分配慮するものとする。

(推進計画)

第9条 知事は、県が犯罪のないまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 犯罪のないまちづくりに関する施策の推進に関する基本的な方針

(2)～(5) 略

3～5 略

2 略

3 事業者は、防犯施策に協力するよう努めるものとする。

4 略

(推進計画)

第9条 知事は、県が防犯施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 防犯施策の推進に関する基本的な方針

(2)～(5) 略

3～5 略

(国等との連携)

第24条 県は、犯罪被害者等の支援に関し、県下各地域の状況に応じた施策を策定し、国、市町村及び犯罪被害者等支援団体と連携して、これを実施するものとする。

(理解の増進)

第25条 県は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が不当に差別を受けることがないようその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することがないよう十分配慮することの重要性等について県民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援団体の責務)

第24条 県は、犯罪被害者等の支援に関し、県下各地域の状況に応じた施策を策定し、国、市町村及び犯罪被害者等を支援する活動を行う民間団体と連携して、これを実施するものとする。

2 県民等は、犯罪被害者等が犯罪被害者等であることを事由として不当に差別を受けることがないようその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することがないよう十分配慮するものとし、県は、教育活動、広報活動等を通じて、その重要性等について県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

第26条 犯罪被害者等支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、地域における犯罪被害者等の支援を主体的に企画し、これを実施するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等支援団体は、犯罪被害者等の支援を実施するに当たっては、県、市町村、他の犯罪被害者等支援団体等との連携を図ることにより、その効果的な推進に努めるものとする。

3 犯罪被害者等支援団体は、犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援団体に対する支援)

第27条 県は、犯罪被害者等の支援に犯罪被害者等支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援団体への情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(設置)

第28条 推進計画の策定、推進計画に基づく犯罪のないまちづくりに関する施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重

(設置)

第25条 推進計画の策定、推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項を調査審議させるた

要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第29条 略

（委員）

第30条 略

（会長）

第31条 略

（会議）

第32条 略

（運営に関する細則）

第33条 略

第34条 略

め、附属機関として、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第26条 略

（委員）

第27条 略

（会長）

第28条 略

（会議）

第29条 略

（運営に関する細則）

第30条 略

第31条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前															
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）															
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>調査審議する事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>鳥取県犯罪のないまちづくり協議会</td><td>鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）<u>第28条</u>に規定する事項</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号） <u>第28条</u> に規定する事項	略		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>調査審議する事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>鳥取県犯罪のないまちづくり協議会</td><td>鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）<u>第25条</u>に規定する事項</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号） <u>第25条</u> に規定する事項	略	
名称	調査審議する事項																
略																	
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号） <u>第28条</u> に規定する事項																
略																	
名称	調査審議する事項																
略																	
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号） <u>第25条</u> に規定する事項																
略																	